

組合員・利用者の皆様へ

共済事業にかかる不祥事件に対する再発防止策について

当組合におきまして、令和5年10月、農業協同組合法で実施が義務付けられている、共済契約者ご本人への共済契約に関する情報提供および意向把握・意向確認を、ご本人に行うことなく共済契約者の親族の方と行い、契約を締結していた事案（不祥事件）が判明いたしました。

このことについては、所管行政庁である島根県へ届出を行っており、島根県の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

組合員ならびに利用者の皆様に多大なるご心配をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事案を発生させることのないよう、令和6年4月1日に策定しました「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 役職員の法令遵守に対する意識の改革と法令等遵守態勢の確立

全役職員を対象とする「コンプライアンス研修会」を毎年度定期的に開催し、コンプライアンス意識の醸成と知識習得に取り組んで参ります。

また、公益通報者保護法に準拠した内部通報制度を整備・運用し、コンプライアンス事案の早期発見、改善を図る態勢についても確立して参ります。

2. 監事監査、内部監査の強化

再発防止策の実施・定着状況を検証するため、監事監査ならびに内部監査を年間計画に基づき実施し、不十分な取り組みが発見された場合には改善指導を徹底して参ります。

3. 内部けん制機能の充実・強化

令和6年1月より、共済担当者だけで契約処理を完結させず、管理者が介在することでけん制機能が働くよう、管理者が点検を行う手続きへ変更を行っております。

併せて、共済担当者の行動管理についても、管理者が日々確認すべきポイントをあらためて整理し、徹底させることで、内部けん制機能の充実・強化を図っております。

以上

令和6年4月1日

島根県農業協同組合

代表理事組合長 石川 寿樹